

臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年1月18日（月） 9：02～9：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 11件
- 国会提出案件 1件
- 法律案 5件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、臨時閣議案件について、坂井副長官から御説明申し上げます。

○坂井内閣官房副長官：臨時閣議案件について、申し上げます。まず、去る15日の閣議において御検討いただきました、内閣総理大臣施政方針演説案、外務大臣の外交演説案、財務大臣の財政演説案及び経済財政政策担当大臣の経済演説案について、それぞれ御決定をお願いいたします。なお、内閣総理大臣施政方針演説案についての検討閣議からの主な変更点について、御説明申し上げます。お手元の資料を御覧ください。1頁の後ろから4行目、「国民の命と健康を守り抜く。」との記述を加えております。2頁の後ろから6行目、新型コロナウイルスの感染状況に関する記述を「私自身、連日、状況を聞き、専門家とも議論を重ねておりますが、東京都で6割を占める感染経路不明の多くが、飲食と見られています。特に、30代以下の若者の感染者が増えています。多くの方は無症状や軽症ですが、若者の外出や飲食により、知らず知らずのうちに感染を広げている現実があります。」に改めております。31頁の前から3行目の、桜を見る会の記述を改めております。

次に、「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、西村大臣から御発言があります。

次に、「令和2年度第3次補正予算」及び「令和3年度予算」を国会に提出することについて、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「国会の会期前に逮捕された国会議員の氏名等の通知」について、御決定をお願いいたします。本件は、あきもと司衆議院議員及び河井克行衆議院議員がそれぞれ逮捕され、現在勾留中のため、国会法の規定に基づき、衆議院議長に対し、その氏名等を通知するものであります。なお、今後、本件に係る勾留期間更新決定の通知を各議院に行う場合には、内閣総理大臣限りで処理することについて、あわせて御決定をお願いいたします。

次に、「平成30年度決算に関する参議院の議決について講じた措置」について、御決定をお願いいたします。本件は、参議院において「平成30年度決算」を議決した際に指摘された事項について、政府が講じた措置を参議院に報告するものであります。

次に、法律案5件について、御決定をお願いいたします。まず、「地方交付税法等の一部改正法案」は、令和2年度における地方交付税の総額を確保するための加算措置を講ずるほか、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な減収が生じる見込みの地方税等について、令和2年度に限り、減収補填債の発行を可能とするものであります。

次に、「国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正法案」は、革新的な情報通信技術の創出を推進するため、同機構の助成金交付業務の対象を拡大するとともに、研究開発に係る基金を設置するものであります。

次に、「令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案」は、

令和2年度第3次補正予算の編成に当たり、国債の追加発行を抑制する観点から、同剰余金の処理についての特例措置を講ずるものであります。

次に、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部改正法案」は、令和3年度から令和7年度までの間の各年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、これらの年度における公債発行の特例措置を定めるものであります。

次に、「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正法案」は、同機構の業務に、国立大学法人から寄託された資金の運用及び大学に対する研究環境の整備充実等に関する助成を追加する等の改正を行うものであります。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、西村大臣。

○西村国務大臣：昨年12月18日に閣議了解いただいた「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」に関し、令和3年度予算案等を踏まえ、政府支出に係る計数の追加等を行いました。令和2年度の経済成長率は、最近の感染拡大の影響も含め、実質でマイナス5.2パーセント程度と見込まれますが、令和3年度については、総合経済対策の効果もあって、経済成長率は実質で4.0パーセント程度、名目で4.4パーセント程度となり、年度中にはコロナ前の水準を回復することが見込まれます。内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクには十分な注意が必要であり、特に、最近の感染拡大に対しては、緊急事態宣言に基づいて感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、令和2年度第3次補正予算の着実な執行とともに予備費も活用して支援策を講じてまいります。こうした対応を含めて、本経済見通しで示した経済の姿をしっかりと実現できるよう、経済財政運営に万全を期してまいりますので、関係閣僚各位には、引き続き御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算につきましては、計数整理等を完了いたしましたので、本日ここに閣議の御決定を求め、国会に提出することと致したいと存じます。これまでの関係各位の御協力に感謝いたします。令和2年度第3次補正予算は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を実行するためのものです。本補正予算を速やかに成立させ、雇用と事業を支えながら新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図り、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を進めていく必要があります。また、令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期すとともに、将来を切り拓くため、中長期的な課題を見据えて着実に対応を進めていく予算としており、令和2年度第3次補正予算に続いて、速やかに成立させる必要があります。引き続き、皆様の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○加藤国務大臣：これをもちまして、臨時閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

臨時閣議案件 〔 令和3年 〕 (月)
1月18日

◎一般案件

- 資料あり ○ 第204回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説案（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 第204回国会における茂木外務大臣の外交演説案（決定）（外務省）
- 〃 ○ 第204回国会における麻生財務大臣の財政演説案（決定）（財務省）
- 〃 ○ 第204回国会における西村内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の経済演説案（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（決定）（同上）
- 〃 ○ { 1. 令和2年度一般会計補正予算（第3号）
 1. 令和2年度特別会計補正予算（特第3号）
 について（決定）（財務省）
- 〃 ○ { 1. 令和3年度一般会計予算
 1. 令和3年度特別会計予算
 1. 令和3年度政府関係機関予算
 について（決定）（同上）
- 資料なし ○ 国会の会期前に逮捕された国会議員の氏名等の通知について（決定）（内閣官房）

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 平成30年度決算に関する参議院の議決について講じた措置について（決定）（財務省・内閣府本府・総務・法務・経済産業・防衛省）

◎法律案

- 資料あり ○ 地方交付税法等の一部を改正する法律案（決定）（総務・財務省）
- 〃 ○ 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（決定）（同上）

- 資料あり
- 令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（決定）（財務省）
 - 〃 ○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）
 - 〃 ○国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案（決定）（文部科学・財務省）

[○署名あり ☆署名なし]